

## 第64号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

### 1 改正内容

戸籍の全部・個人事項証明書および戸籍の附票の写しのコンビニ交付サービスの実施にあたり、多機能端末機(マルチコピー機)における交付手数料を新たに定める。

#### 【新設】

- ・戸籍の全部・個人事項証明書 350円 (参考:窓口交付450円)
- ・戸籍の附票の写し 200円 (参考:窓口交付300円)

### 2 改正理由

平成28年9月より、個人番号(マイナンバー)カードを利用し、コンビニエンスストア等の民間事業者に設置された多機能端末機(マルチコピー機)において、住民票の写し、印鑑登録証明書および住民税証明書の交付を行ってきた。

さらなる利便性の向上、窓口業務の効率化および個人番号カードの普及を図るため、新たに、戸籍証明書等のコンビニ交付サービスを行う。手数料は、コンビニ交付サービスの共通化を図るため、住民票の写し等と同様に100円を減額する。

### 3 新旧対照表 裏面参照

### 4 施行期日 令和3年1月12日(交付開始日)

### 5 戸籍証明書等コンビニ交付サービスの概要について

#### (1) 対象者 品川区に本籍のある方。

※区民以外の方は、事前にコンビニエンスストアの多機能端末機等で利用登録申請を行い、登録を完了する必要あり。

#### (2) 交付日および交付時間

土曜・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。

※年末年始(12月29日から1月3日まで)およびシステム保守点検日を除く。

#### (3) 交付可能なコンビニ事業者等

セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマートほか、コンビニ交付サービスを提供している全国55,347店舗(令和2年10月16日現在)

#### (4) 周知

広報しながらわ、区ホームページ、しなメール、ツイッター、フェイスブック、LINE、ケーブルテレビ、窓口でのご案内

品川区手数料条例新旧対照表

新				旧																																																			
<p>○品川区手数料条例</p> <p>平成12年3月28日 条例第5号</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和3年1月12日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条関係） (2) 地域振興部関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付</td> <td>戸籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料</td> <td>1通につき450円 <u>(多機能端末機による戸籍の全部・個人事項証明書の交付にあつては、1通につき350円)</u></td> <td>交付申請のとき。</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付</td> <td>戸籍の附票の写しの交付手数料</td> <td>1通につき300円 <u>(多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円)</u></td> <td>交付申請のとき。</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事務	名称	金額	徴収時期	(省略)				10 戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付	戸籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料	1通につき450円 <u>(多機能端末機による戸籍の全部・個人事項証明書の交付にあつては、1通につき350円)</u>	交付申請のとき。	(省略)				16 住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき300円 <u>(多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円)</u>	交付申請のとき。	(省略)				<p>○品川区手数料条例</p> <p>平成12年3月28日 条例第5号</p> <p>別表（第2条関係） (2) 地域振興部関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付</td> <td>戸籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料</td> <td>1通につき450円</td> <td>交付申請のとき。</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付</td> <td>戸籍の附票の写しの交付手数料</td> <td>1通につき300円</td> <td>交付申請のとき。</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事務	名称	金額	徴収時期	(省略)				10 戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付	戸籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料	1通につき450円	交付申請のとき。	(省略)				16 住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき300円	交付申請のとき。	(省略)			
事務	名称	金額	徴収時期																																																				
(省略)																																																							
10 戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付	戸籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料	1通につき450円 <u>(多機能端末機による戸籍の全部・個人事項証明書の交付にあつては、1通につき350円)</u>	交付申請のとき。																																																				
(省略)																																																							
16 住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき300円 <u>(多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円)</u>	交付申請のとき。																																																				
(省略)																																																							
事務	名称	金額	徴収時期																																																				
(省略)																																																							
10 戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付	戸籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料	1通につき450円	交付申請のとき。																																																				
(省略)																																																							
16 住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき300円	交付申請のとき。																																																				
(省略)																																																							